

原子力規制庁長官

池田 克彦 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成27年2月)

鳥 取 県

放射性物質を含む不法投棄物の適正処理に係る法整備について

《提案・要望の内容》

- 平成25年に発見された発生場所等が不明な放射性投棄物は、国が責任をもって、積極的な指導・助言を行うとともに、処理のためのルールづくりを行い、速やかに安全・安心な処理ができるよう対応すること。

鳥取市及び県では、国から提供頂いた放射性物質を取扱う業者リスト等を参考に処理先を探求しているものの、現時点では処理先について、苦慮しているところである。

- 特に健康被害のおそれのある天然由来の放射性物質の不法投棄物など、その管理や処理方法等、早急に関係法令の整備を図るとともに、その対応等を行うための財政支援を講じること。

放射性物質については、関係法令でその数量や濃度などにより、その管理の方法などが規定されているところであるが、これらの法律の対象とならない放射性物質等については、その処理などの規定がなく、県民の安全、安心が確保できるとは到底考えられない。

<参考>現在の保管状況（鳥取市岩倉地内）

投棄物（ペール缶→バツカンへ）



投棄物（周辺土壌→バツカンへ）



投棄物をバツカン3基に収納



周辺を立入禁止措置



注) ペール缶：鋼製（20L）

バツカン：金属製容器（1m×2m×1m）